

平成24年12月26日

条例第124号

(設置)

第1条 市民にふれあいの場を提供することにより、市民の健康の増進を図るとともに、周辺地域の生活環境の向上に資するため、熊本市ふれあい広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
戸島ふれあい広場	熊本市東区戸島町1489番地
扇田ふれあい広場	熊本市北区釜尾町811番地

(使用許可)

第3条 広場の施設（別表第1施設名等の欄に掲げる施設をいう。以下同じ。）及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（自由広場にあつては、専用使用をしようとする者に限る。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広場の施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 広場の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 広場の施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 広場の管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広場の施設等の使

用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。

(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 広場の施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第6条 広場の施設等の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 公益上特に必要があるときその他市長が特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他不可抗力により、使用を中止するとき又は使用することができないとき。

(2) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

(3) 市長が管理上の必要により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。

(4) 第19条に基づく利用料金の額が既納の使用料の額を下回ったとき。

（入場の禁止等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は広場からの退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者

(2) 広場の秩序を乱すと認められる者

（施設等の変更の禁止）

第9条 使用者は、広場の施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれ

に特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（目的外使用等の禁止）

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に広場の施設等を使用してはならない。

2 使用者は、広場の施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（保安の責任）

第11条 使用者（自由広場の専用使用をする者に限る。）は、使用期間中の入場者の整理その他広場の保安に関する責任を負うものとする。

（広場の職員の指示等）

第12条 使用者は、広場の施設等の使用に当たっては、広場の職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に広場の職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、広場の施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第5条第1項の規定による使用許可の取消し又は使用停止の命令があったときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第14条 使用者は、広場の使用に当たってその施設等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第15条 広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第16条 前条の規定による指定を受けようとするものは、広場の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 広場の運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、広場の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準
(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、広場の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場の施設等の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 第1条の設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理運営上市長が必要と認める業務
(利用料金)

第19条 第16条第2項の規定により指定された指定管理者は、広場の施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第6条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第6条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る広場の施設等の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(協定の締結)

第20条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と広場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第21条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第22条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、広場の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令4条例62・一部改正)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条及び別表第1の規定（扇田ふれあい広場に係る部分に限る。） 平成25年9月1日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(戸島ふれあい広場のパークゴルフ場の使用許可の開始)

3 戸島ふれあい広場のパークゴルフ場の使用の許可は、平成25年9月1日以後の使用に係るものについて行うものとする。

附 則（令和４年１２月２０日条例第６２号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

施設使用料

広場の名称	施設名等		単位	使用料
戸島ふれあい 広場	パークゴルフ場	一般	１人１日につき	５００円
		高校生以下	１人１日につき	２００円
	自由広場		１時間につき	５００円
扇田ふれあい 広場	パークゴルフ場	一般	１人１日につき	５００円
		高校生以下	１人１日につき	２００円

備考

- １ １日とは、規則で定める供用時間の範囲内をいう。
- ２ 「高校生以下」とは、高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満３歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- ３ 「一般」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

別表第２（第６条関係）

附属設備使用料

種目	１日の使用料
クラブその他用具類	３００円以内で規則で定める額